

【緊急事態宣言発令後】

飲食店営業時間短縮要等請協力金（第4期） Q & A

Q1 緊急事態宣言が発令されたことに伴い、要請内容はどのようなのか？

A1 8月27日以降、要請内容は以下の通りとなります。

なお、緊急事態宣言は三重県全域が対象となりますので、まん延防止等重点措置期間の「特に重点措置を講じる区域」とその他の区域のような区別はなく、県内全域が同様の要請内容となります。

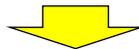
- ・酒類又はカラオケ設備の提供をしている飲食店（利用者による店内持ち込みを含む）
⇒ 休業 又は
酒類及びカラオケ設備の利用を取りやめたうえで営業時間を20時までとする時短営業
- ・酒類及びカラオケ設備の提供をしていない飲食店（通常の営業終了時刻が20時を越えているもの）
⇒ 営業時間を20時までとする時短営業

Q2 緊急事態宣言が適用されたことに伴い、協力金の額はどのようなのか？

A2 中小企業に適用される「売上高方式」の場合、協力金の日額が以下の通り変更となります。（大企業に適用される「売上高減少額方式」の金額には変更がありません）

【まん延防止等重点措置期間】

重点措置 区域	1日当たり売上高	～7.5万円	7.5～25万円	25万円～
	協力金日額	3万円	3万円～10万円 (1日当たり売上高×0.4)	10万円
その他の 区域	1日当たり売上高	～8.3万円	8.3～25万円	25万円～
	協力金日額	2.5万円	2.5万円～7.5万円 (1日当たり売上高×0.3)	7.5万円



【緊急事態宣言後】

重点措置 区域	1日当たり売上高	～10万円	10～25万円	25万円～
	協力金日額	4万円	4万円～10万円 (1日当たり売上高×0.4)	10万円

Q3 協力金の対象となる飲食店の範囲に変更はあるのか？

A3 通常の営業終了時刻が20時以前の飲食店で、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店が対象に加わります。これらの飲食店が、県の要請に応じて休業していただければ協力金の支給対象となります。

Q4 酒類やカラオケ設備を提供している飲食店の場合、酒類とカラオケ設備のいずれも提供さえしなければ、休業ではなく20時までの時短営業でも良いということか？

A 4 酒類又はカラオケ設備を提供している飲食店の場合、酒類とカラオケ設備の提供を終日行わなければ、20時までの時短営業の場合でも、要請に応じていただいたこととなり、協力金の支給対象となります。協力金の額は、時短営業の場合でも休業の場合でも同じです（中小企業の場合日額4万～10万円）。

なお、利用者が店内に酒類を持ち込むこともできませんので、ご注意ください。

Q 5 酒類又はカラオケ設備を提供している飲食店で、通常営業終了時刻が20時以前の場合、酒類とカラオケ設備の提供を止めれば協力金は支給はされるのか？

A 5 通常営業終了時刻が20時以前の飲食店の場合は、酒類やカラオケ設備の提供を止めていただくだけではなく、休業をしていただかなければ、協力金の支給対象となりません。

Q 6 飲食店時短要請等協力金の対象となるカラオケ店とは、どのようなものか？

A 6 飲食店営業許可を取得しているカラオケ店が飲食店時短要請等協力金の対象です。カラオケ喫茶やカラオケスナックなどのほか、飲食店営業許可を取得しているカラオケボックスなども対象となります。

要請内容は以下の通りです

- ・通常の営業終了時刻が20時を越えている店舗
… 休業 又は
酒類及びカラオケ設備の提供を終日やめたうえでの20時までの時短営業
- ・通常の営業終了時刻が20時以前の店舗 … 休業

Q 7 飲食業の営業許可を持っていないカラオケ店の場合、協力金の支給対象にならないのか？

A 7 飲食業営業許可を持っていないカラオケ店の場合、三重県集客施設等時短要請等協力金の対象となる場合があります。

詳しくは、県のホームページでご確認いただくか、コールセンターにお問い合わせください。

・県ホームページ：

http://www.pref.mie.lg.jp.cache.yimg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027_00021.htm

・コールセンター：059-224-3184

Q 8 緊急事態宣言前の、県独自の時短要請期間や、まん延防止等重点措置期間の分の協力金の申請はいつすることになるのか？

A 8 要請期間終了後に、8月14日～19日の県独自の時短要請期間、8月20日～26日のまん延防止等重点措置期間、8月27日以降の緊急事態宣言期間の分をまとめて申請をしていただきます。詳細は要請期間終了後にご案内します。

なお、まん延防止等重点措置適用後の協力金については、要請期間の終了を待たずに一部をお支払いする「早期支給」の制度があります。早期支給の要件や手続きについては、県ホームページでご案内します。

Q9 貼り紙は、県独自の時短要請のもの、まん延防止等重点措置期間と緊急事態宣言期間のものを全て貼っていないといけないのか？

A9 全て貼っていただくか、貼り替える場合は、それぞれ貼り替えるごとに、掲示している状態の写真を残していただきますようお願いいたします。

Q10 結婚式における飲食は時短要請等の対象か？

A10 まん延防止等重点措置期間に引き続き、結婚式場で結婚式（披露宴、二次会等を含む。以下同じ。）その他の宴会を行う場合や、ホテル又は旅館の集会の用に供する部分で結婚式その他の宴会を行う場合も時短要請等の対象となります。

休業していただくか、酒類及びカラオケ設備の提供を終日やめたうえでの20時までの時短営業としていただきますようお願いいたします。

要請に応じていただいた場合は、協力金の支給対象となります。

Q11 ホテル・旅館等で宿泊客に酒を提供することもできないのか？また、飲食物の提供は20時までに終えなければならないのか？

A11 ホテルや旅館で宿泊客のみを対象とするのであれば、酒類を提供することは差し支えありません。また、宿泊客に対しては、飲食物を提供する時間も20時までとさせていただかなくても結構です。但し、宿泊客以外に対しては、酒類の提供をしていただくことはできませんし、20時を越えて飲食物を提供することもできませんので、ご注意ください。